

平成 27 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>ア 臨時職員の賃金支出について、勤務日数の実績を誤って記載したため、賃金支給額に過不足が生じていたものがあった。</p> <p>(教職員・教育活動課) (生涯学習課)</p>	<p>出勤簿には 20 日分の表示があるが、人事課に提出する勤務実績表に 19 日と記載したため、賃金を 1 日分少なく支給していた。</p> <p>(対応)</p> <p>指摘のあった事項については、正しい賃金支給額を算定し、追給処理を行った。今後は、臨時職員の出勤管理を適切に行うとともに、学校と教職員・教育活動課において出勤簿と出勤状況表をダブルチェックし勤務日数の確認漏れを防ぐなど、適正な執行を図っていく。</p> <p>(教職員・教育活動課)</p> <p>臨時職員の賃金過払いについては、人事課と相談の上、返還処理を行った。今後は過払いが発生しないよう出勤状況表等での勤務日数の確認を徹底し、適正な執行を図っていく。返還方法については、本人負担が生じないような方法を検討する。</p> <p>(生涯学習課)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>イ 専務的非常勤職員の即日帰庁旅費の計算について、運賃や定期券調整、回数券調整等に誤りがあり、旅費の支給額に過不足が生じていたものがあつた。</p> <p>(めぐろ学校サポートセンター)</p>	<p>旅費については、昨年 9 月に通勤経路の認定を 4 月に遡って受けた際に精算済みである。また回数券調整せずともよい区間において調整していた分については追加支給を行った。</p> <p>今後は適正な執行を図ることを徹底をする。</p> <p>(めぐろ学校サポートセンター)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(2) 会計事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>イ インターネット端末からの印刷に係る利用者負担金の歳入調定について、収納があった日ごとに調定を行うべきところ、月単位で調定を行っていた。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>	<p>指摘を受けた直後から、インターネット端末からの印刷に係る利用者負担金の歳入については、随時の収入として、収入原因の発生の後、直ちに調定することとした。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたものなど</p> <p>ア 契約の履行上、再委託を行う際に必要な再委託承諾の手続を行っていないもの、再委託承諾の起案処理で契約課への必要的協議を行っていないものがあった。</p> <p>(学校運営課) (めぐろ学校サポートセンター) (八雲中央図書館)</p>	<p>今後は、再委託を行う場合は、仕様書にその旨を記載した上で、再委託承諾の手続を必ず行うよう周知徹底する。</p> <p>(学校運営課)</p> <p>契約会社が点検したものと誤認していた。今後、再委託を行う場合には所定の手続を行う。</p> <p>(めぐろ学校サポートセンター)</p> <p>「ガス冷暖房機器保守点検委託」の再委託の処理を行っていなかった件については、27年度も同様だったため再委託承諾の手続を行って改めた。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>

平成 28 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたものなど</p> <p>ウ 物品の購入に当たり、原則として 2 者以上から見積書を徴取することとされている。しかしながら、見積書の徴取を 1 者とすることができる 1 件当たり 5 万円未満の契約とし、同日や連日又は短期間に、同一業者や同種の別業者と契約を繰り返して行っていたものがあった。</p> <p>(教育指導課) (八雲中央図書館)</p>	<p>物品の購入で、合計すると 5 万円を超える契約を同日又は近い日付けで 2 件以上結び、1 件ごとの金額が 5 万円未満であるとして見積もり徴取を 1 者としていた。</p> <p>(対応)</p> <p>契約依頼書で契約日が同日又は近い日付けとなっていたことについては、学校ごとに契約依頼をする事務処理に対する担当者の理解不足もあったので、今後は制度の理解を深め適正な財務会計事務に努めるよう各担当者を指導した。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>文具等購入について、2 本の契約を同じ業者と締結し、合計金額が 5 万円超以上となった。納品先が別々であったため契約を分けてしまったものであるが、今後は留意して契約事務を遂行していく。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたものなど</p> <p>エ 契約依頼で、仕様書を作成していないものが多数あった。</p> <p>(学校運営課) (めぐろ学校サポートセンター) (八雲中央図書館)</p>	<p>契約依頼に際し、「担当者による添付書類の確認」及び「決裁時の課長及び係長のチェック」を徹底する。</p> <p>(学校運営課)</p> <p>今後は仕様書の作成漏れのないよう徹底を図る。</p> <p>(めぐろ学校サポートセンター)</p> <p>施設管理の工事請負の支出負担行為で「請書兼請求書兼検査証」には仕様書を添付していたが、契約依頼書には添付漏れとなっていた。指摘のあった6月中に契約依頼書に仕様書を添付した。</p> <p>27年度以降は添付漏れがないように十分注意する。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたものなど</p> <p>カ 10万円未満の委託等契約、30万円未満の工事契約の場合に、見積徴取を1者とする理由について、契約確認票において「緊急対応が必要であるため」を選択しているものの中で、この項目が示す緊急対応には該当しないものが多数あった。また、見積徴取を1者とする理由が別にあるものがあり、その場合は別項目を選択して理由を記載する必要があったが、記載されていなかった。</p> <p>(教育指導課) (めぐろ学校サポートセンター) (八雲中央図書館)</p>	<p>委託契約で10万円未満、工事契約で30万円未満のものについて、「緊急対応が必要なため」を選択していたが、天変地変等の非常緊急な場合に該当するとは認められず、1者とする理由を具体的に記載する必要があった。また、履行期間の長さから緊急性が認められないものがあった。</p> <p>(対応)</p> <p>契約確認票について、履行の緊急性が認められないものや、それに伴う確認票の理由の記載の漏れているものなど、履行の緊急性が認められるもの以外については2者以上見積りを取るという委託契約事務の基本について改めて各担当者を指導した。また、興津・八ヶ岳は遠隔地であるなどの事情はあるが、1者見積りの理由については契約できる業者であるかを見極めて、適正な契約会計事務を行うよう各担当者を指導した。</p> <p>(教育指導課)</p>

指摘事項	措置状況
	<p>「緊急対応について」の理解を十分に 図り徹底する。また、見積徴取を1者と する理由が別にある場合は理由を明確に 記すよう徹底する。</p> <p style="text-align: center;">(めぐろ学校サポートセンター)</p> <p>施設管理の委託契約と工事請負契約に おいて八雲体育館の床修理等は利用に差 し障るので緊急対応としたが、今後は契 約確認書の理由欄中、その他を選択して 明確に理由を記載するように改める。</p> <p style="text-align: right;">(八雲中央図書館)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたものなど</p> <p>キ 契約書の作成に当たり、契約締結に不可欠である契約条項を付していないものや、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を付していないものが多数あった。</p> <p>(教育指導課) (八雲中央図書館)</p>	<p>契約事務処理に対する理解不足によるミスで、今後注意するよう担当者を指導した。適正な契約事務を行うよう各担当者を指導した。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>施設管理の委託契約において「暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」のみの添付で、「契約条項」の添付が漏れていた。</p> <p>27年度については、添付が漏れていた「契約条項」を添付した契約書を契約先と改めて取り交わし、契約書を是正した。</p> <p>今後は必ず添付するように課内へ周知徹底した。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(4) 要綱に基づく業務及び事務処理を誤っていたもの</p> <p>目黒区庁用車利用要綱第 16 条第 3 項の規定においては、運転者は、運転を終了したときは、事後の運転に支障がないように燃料を補給することとされている。</p> <p>しかしながら、課に配置されている事業専用車の運転において、燃料の不足状況に応じて適時に補給しなかったため、運転中に燃料不足が生じ、運転者による立替払が行われていた。</p> <p>また、庁用車の運転に当たっては、同要綱第 15 条の規定に基づき、自動車運転日誌に運転状況を記載し、管理責任者に報告することとなっており、当該日誌には管理責任者である課長及び配車主任である庶務担当係長の押印を必要としている。</p> <p>しかしながら、当該課においては 1 年間にわたって課長及び係長の押印をしていなかった。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>庁用車の運転に当たっては、適時運転状況を確認するとともに、利用する課との情報共有を綿密にし、立替払いのないように努める。</p> <p>また、自動車運転日誌について管理を徹底する。</p> <p>(生涯学習課)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

1 平成 27 年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>(7) 収納事務委託における事務処理を誤っていたもの</p> <p>ア 収納事務委託における収入報告について、収納金収入報告書を金銭出納員が作成し部長に報告すべきところ、収納事務受託者が作成した収納金収入報告書を使用し、部長に報告していた。</p> <p>(八雲中央図書館)</p> <p>エ めぐる区民キャンパス駐車場使用料の収納事務を同施設の維持管理総括委託受託業者に委託していたが、地方自治法施行令第158条第2項及び目黒区会計事務規則第41条第2項の規定に基づき、委託したことの告示及び事務受託者である旨を証する書類の交付を行っていなかった。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>	<p>平成27年6月分以降、金銭出納員が作成した「収納金収入報告書」にて部長あて報告を行っている。</p> <p>今後は、「決裁時の課長及び係長のチェック」を徹底する。</p> <p>(八雲中央図書館)</p> <p>平成26年度末に担当者が気づき、27年度当初から、委託の告示を行い、事務受託者である旨を証する書類を受託業者に交付して正している。</p> <p>今後は十分に留意し、不備が無いように努める。</p> <p>(八雲中央図書館)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

2 平成 27 年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会事務局

意見・要望事項	措置状況
<p>サ 教育委員会事務局関係</p> <p>(ア) 学校施設の有効活用について</p> <p>今回の取組（上目黒小学校）は、学校施設の状況の変化による課題と緊急・重要課題とを結び付けた組織横断的な取組として評価できるものである。</p> <p>今後とも、施設整備に当たっては、既存施設との複合化等の観点から、積極的な活用に取り組まれない。</p> <p>(学校施設計画課)</p>	<p>今回は、上目黒小学校固有の課題解決に向けた取組であり、今後他の小学校で同じ取組を実施する計画はない。しかしながら、「目黒区区有施設見直し方針」では既存の学校施設が 4 割以上を占めており、今までも田道小学校内に学童保育クラブを併設するなど、学校の余裕教室を活用してきた実績はある。</p> <p>今後、既存学校施設の整備を検討する場合は、施設の長寿命化対策を含めた複合化などの手法も踏まえて、学校にとって最もメリットのある活用方法を計画していく。</p> <p>(学校施設計画課)</p>

平成 27 年 9 月 18 日

2 平成 27 年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会事務局

意見・要望事項	措置状況
<p>サ 教育委員会事務局関係</p> <p>(イ) E キャンプ事業の効果的な実施について</p> <p>E キャンプについては、成果を検証しながら、大鳥中学校の更なる魅力づくりにつながるよう、また、他校への波及効果も視野に入れ、実施方法等についても検討されたい。</p> <p>(教育指導課)</p>	<p>英語教育の一層の推進による中学校の魅力づくり、さらに統合新校の大鳥中学校の魅力づくりに資するため、英語によるコミュニケーション合宿として開始したものである。27 年度については、26 年度の実施結果が大変好評であったため、定員を 30 名から 54 名まで拡大した。当該キャンプに参加した生徒は積極的に英語を話そうとする意欲や自分の考えなどを英語で伝える力が向上し、英語に対する興味・関心、意欲をより一層高めており、大鳥中学校の教育目標の実現を支援する効果的な事業となっており、今後も継続的に実施していきたいと考えている。相当の経費をかけている事業であるので、より効果的なものとなるよう規模や内容を更に検討していきたい。また、当該キャンプを全校展開することは実施体制面等で課題があることから、当該事業内で行ったプログラムも参考に夏季休業中に各校で行えるような事業も合わせて検討していきたいと考えている。</p> <p>(教育指導課)</p>